

島根県医療介護総合確保促進基金事業実施要綱

1 目的

この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号、以下「医療介護総合確保促進法」という。）第4条に基づき策定された県計画に掲載された事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、別記に掲げる者とする。

3 事業内容

(1) 医師の確保対策事業

ア 地域勤務医師応援事業 (別記1)

(2) 看護職員の確保対策事業

イ 看護職員キャリアアップ支援事業 (別記7)

(3) 各職種に共通する医療従事者確保対策事業

ア 医療従事者の確保に関する支援事業 (別記9)

イ 医療従事者研修環境整備事業 (別記10)

(4) 在宅医療の推進に関する事業

ア 在宅医療に関する病院の体制整備事業 (別記12)

4 実施期間

医療介護総合確保促進法第4条に基づく島根県計画に定める期間とする。

5 県の補助

県は、予算の範囲内で、本事業に要する経費について、別に定める基準（交付要綱）により補助するものとする。

6 その他

この事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附則 (平成26年10月31日医第930号)

この要綱は、平成26年11月1日から適用する。

附則 (平成26年12月22日医第1128号)

この要綱は、平成26年12月22日から適用する。

附則 (平成27年10月9日医第791号)

この要綱は、平成27年10月10日から適用する。

附則 (平成28年3月25日医第1374号)
この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附則 (平成29年7月11日医第427号)
この要綱は、平成29年7月11日から施行し、平成29年度分の事業から適用する。

附則 (平成30年7月10日医第468号)
この要綱は、平成30年7月10日から施行し、平成30年度分の事業から適用する。